

2021年8月吉日

暫定指導医各位

暫定指導医の認定期間について

日頃より本学会の活動にご理解、ご協力賜り、誠にありがとうございます。
暫定指導医の皆様は認定期間につきまして、下記のご報告がございますので、ご確認下さい。

1. 2020年度認定までの暫定指導医認定証および施設認定証の認定期間の誤記について
上記認定証の認定期間が本来5年間であるところが4年間であることが判明致しました。暫定指導医の皆様には、先日、文書にて、正しい認定期間についてご案内を差し上げておりますので、ご確認下さい。

2. 暫定指導医が認定期間を失効した場合の取り扱いについて

暫定指導医が認定期間を失効した場合、施設認定も失効する可能性があるため、失効猶予期間を3年とします。猶予期間を超過して失効した場合、施設認定も取り消される場合があります。

参考：教育研修プログラム施設認定基準

③ 感染症教育の質：小児感染症を専門に診療する暫定指導医が常勤医師として勤務していること（将来的には、日本小児感染症学会認定指導医（専門医））。また、小児感染症認定指導医（専門医）取得を目指す研修医が存在する（最低3年に1人）こと。これらは今後経時的に評価される。

以上

一般社団法人 日本小児感染症学会
理事長 尾内 一信
小児感染症専門医検討委員会
委員長 西屋 克己